

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月24日

執行機関名 北山村長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事 ●市区町村長等
2. 都道府県名	和歌山県
3. 市区町村名	北山村
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.vill.kitayama.wakayama.jp/link

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	北山村重度心身障害児者医療費支給条例(平成8年条例第12号)に定める医療費の支給に関する事務であって対象者の審査事務
② 番号法別表第1の項	84	
③ 番号法別表第2の項	108	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例別表第1の(3)北山村重度心身障害児者医療費支給条例(平成8年条例第12号)に定める医療費の支給に関する事務であって対象者の審査事務
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所		北山村重度心身障害児者医療費支給条例(平成8年条例第12号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他の障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第一条 この条例は、重度心身障害児者に対して医療費を支給することにより、重度心身障害児者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		北山村重度心身障害児者医療費支給条例(平成8年条例第12号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定		番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	北山村重度心身障害児者医療費支給条例(平成8年条例第12号)第1条
②事務の内容		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者に対する医療費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1			
①根拠規定		番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 イ	北山村重度心身障害児者医療費支給条例(平成8年条例第12号)第4条第1号
②情報提供者		市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報		市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る市町村民税に関する情報
特定個人情報2			
①根拠規定		番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ロ	北山村重度心身障害児者医療費支給条例(平成8年条例第12号)第3条
②情報提供者		市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報		住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3			
①根拠規定		番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号 ヘ	北山村重度心身障害児者医療費支給条例(平成8年条例第12号)第3条
②情報提供者		市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報		当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者又は当該重度心身障害者と同一の世帯に属する者の生活保護実施関係情報
備考			